

根拠法令

1 住民基本台帳法

第30条の9(都道府県の審議会の設置)

都道府県に、第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

第1条(目的) この条例は、県の機関が保有する本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

第2条(県の責務) 県は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等の本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施するものとする。

第3条(知事の講ずべき措置等) 知事は、本人確認情報の保護に関し、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

- 2 知事は、本人確認情報が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報が適正に利用され、若しくは提供されていないと認めるときは、法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関(次項において「指定情報処理機関」という。)及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、法第30条の33第1項に規定する受領者(県の機関を除く。以下この項において「受領者」という。)が法第30条の34の規定に違反して本人確認情報を目的外に利用し、又は提供していると認めるときは、指定情報処理機関に対し、受領者からの報告の徴収、受領者への措置の要請等法第30条の10第1項に規定する本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示するとともに、講じた措置について報告を求めるものとする。

4 知事は、第2項に規定する措置を講じ、又は前項に規定する指示等をしたときは、長野県本人確認情報保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

第4条(長野県本人確認情報保護審議会) 法第30条の9第1項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第5条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第11条(自己の本人確認情報の開示等) 法第30条の37第1項の規定により自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の37第2項の規定による開示は、同条第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の37の規定による本人確認情報の開示及び法第30条の40の規定による本人確認情報の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第13条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。